3

地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがある場合における平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の十一及び新令附則第六条の十二の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項	（以下この条	（次項
	、当該各徴収取扱費算定期間内	、平成二十九年三月に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十九年旧地方税法」という。）の規定及び附則第六条の十一の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十八年旧地方税法」という。）第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十七年旧地方税法」という。）の規定及び附則第六条の十一の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十六年旧地方税法」という。）の規定により平成二十九年三月から五月までの期間を徴収取扱費算定期間として徴収取扱費の支払をする場合における地方税法及び旧法の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第一項後段の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十七第一項		
、地方税法等改正法	旧地方税法	二十九年旧地方税法
、社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十九号。以下この条及び附則第六条の十一において「地方税法等改正法」という。）	地方税法等改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「旧地方税法」という。）	地方税法等改正法第二条の規定による改正前の地方税法（以下この条及び附則第六条の十一において「二十九年旧地方税法」という。）
（当該各徴収取扱費算定期間内	（同年四月及び五月	（同年四月及び五月
（法	（一部施行日以後に還付された法	（一部施行日以後に還付された法
二十二分の十	十九分の十	十九分の十
徴収取扱費基礎額	平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額	平成二十九年四月及び五月の徴収取扱費基礎額
金額	金額との合計額	金額との合計額
法第七十二条の百四、	に当該還付された法第二十条の同年三月に還付された法第二十条の同年三月に還付された法第二十条の同年三月に	